**令和５年度**

**国の施策並びに予算に関する提案・要望**

**（健康医療関連）**

**令和４年７月**

**大　　阪　　府**

**令和５年度国の施策並びに予算に関する提案・要望**

**（健康医療関連）**

日頃から、大阪府健康医療行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスが人々の尊い命と健康を脅かす中、府民の命を守ることを最優先に、全ての医療機関で診療・検査・治療を継続対応できる「オール医療体制」の構築に取り組むとともに、重症化リスクの高い高齢者等の療養体制の充実やワクチン接種の推進など最大限の感染症対策に取り組んでおります。

併せて、これまでの新型コロナウイルスへの対応の検証を踏まえ、今後の感染症対策の強化に向けた課題整理に取り組んでおります。

また、令和7年（2025年）に、団塊の世代が75歳以上になるなど、高齢化が進み、府民の医療ニーズの変化が予想される中、府民が安心して必要な医療を受けることができる体制を構築することが喫緊の課題となっております。

こうした中、本府では、超高齢社会における医療提供体制の構築に向けた取組みを進めるとともに、大阪・関西万博も見据え、多様な主体の連携・協働による“オール大阪体制”による健康づくりの推進や市町村の保健事業への支援、ギャンブルやアルコール等の依存症や自殺対策などのこころの健康問題にも取り組んでいるところです。

国におかれましては、国民全体の安全安心を守る、持続可能なセーフティネットを実現するため、地方の声にも十分に耳を傾けていただくとともに、国と地方の適切な役割分担のもと、権限・財源・責任の明確化を図り、ナショナルミニマムとして位置づけられる施策については、国の責任により財源を確保していただくべきと考えます。

今回は、このような観点から、健康医療分野における様々な課題の中でも、特に、早期に実現していただきたいものについて、以下のとおり要望いたします。要望事項の具体化、実現のため、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

**大阪府知事　　　吉村　洋文**

目　　次

1. 新型コロナウイルス感染症関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

（１）新型コロナウイルス感染症の対応をふまえた今後の感染症対策について（２）新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保

（３）国産ワクチンや治療薬の早期実用化

２．保健医療体制等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

（１）医療提供体制の整備

（２）救急医療体制等の充実・強化

（３）災害医療体制等の充実・強化

３．がん対策・循環器病予防など非感染性疾患（ＮＣＤ）対策の推進・・・・・７

（１）がん対策の推進

（２）循環器病対策の推進

（３）次世代ヘルスケアの推進

４．地域保健・感染症対策の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

（１）地域保健施策の推進

（２）感染症対策の充実・強化

５．「こころの健康問題」への対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

（１）精神保健施策の推進

（２）自殺対策の充実

（３）依存症対策及び薬物乱用防止対策の充実

６．保健ガバナンスの強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

（１）都道府県の保健ガバナンスの強化に向けた支援の充実

（２）国民健康保険制度改革等

（３）柔道整復及びあん摩マッサージ・はり・きゅう施術療養費の適正化

７．安全で安心な日常生活を支える公衆衛生の向上・・・・・・・・・・・・・16

（１）食品の安全性確保策の充実等

（２）水道の広域化及び水道・浄化槽整備の推進

（３）火葬場更新にかかる補助制度の創設等

（４）新型コロナウイルス感染症等によりお亡くなりになった遺体の円滑な火葬

（５）かかりつけ薬剤師・薬局の推進

（６）後発医薬品の安定供給の確保

**１．新型コロナウイルス感染症関連**

**（1）新型コロナウイルス感染症の対応をふまえた今後の感染症対策について**

**①感染症法上の措置等に関する議論の推進**

*（令和４年５月　最重点提案・要望において一部要望済み）*

重点

要望

　**・オミクロン株と同等もしくはそれ以上の感染力を持つ変異株による感染拡大を想定し、高齢者等の重症化リスクの高い「ハイリスク者」を守ることに重点をおき、まん延防止、適切な医療提供及び社会経済活動への影響という観点を踏まえつつ、変異株の特性に応じた対策を機動的・弾力的に講じることができるよう方策を示すこと**

**②感染拡大時に備えた病床や医療従事者等の確保**

*（令和４年５月　最重点提案・要望において一部要望済み）*

 **・今後起こりうる感染の波や新興感染症等によるパンデミックに備え、病床等の提供に係る協定締結の法定化に当たっては、実効性を担保するための措置について具体的な検討を進めたうえで、早期に対応を行うこと**

重点

要望

**・すべての医療機関でコロナの診療・検査・治療が行えるよう、体制整備に向けた方針を示すこと**

**③感染症対策を支える財政的支援**

・新型コロナウイルス感染症への対策に取り組む自治体及び医療機関等への財政支援は必須であり、感染の波や変異株の特性に応じて今後さらに機動的かつ柔軟な対応が必要となることから、病床ひっ迫時の医療提供体制確保等のための協力金支給といった都道府県独自の緊急支援策にも交付金の適用を認めること

また、高齢者対応のため介護福祉士や理学療法士等の専門職を病棟に配置し、入院期間の短縮を図る医療機関に対する支援策に交付金の適用を認めること

さらには、コロナ患者を自宅から医療機関及び医療機関間の移送経費について、全額交付金の対象とすることやコロナ患者の受入病床確保に必要な改修工事費への交付金の適用を認めること

重点

要望

**・今後の感染対策のあり方を見直すこととなった場合も、見直し後当分の間は、財政的支援について激変緩和措置を講じること**

**④業務のICT化のさらなる推進**

*（令和４年５月　最重点提案・要望において一部要望済み）*

**・新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、医療機関や保健所などの現場の事務負担を**

重点

要望

**軽減するため、患者情報管理や病床管理などの国システム間の連携・統合などにより最適化を図ること。加えて、医療機関が使用している電子カルテシステムの連携を行うなど、保健医療にかかる業務全体のICT化について、現場視点でより効果的な取組みを進めること**

**（２）新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保**

重点

要望

**・ワクチンに関しては、インフルエンザをはじめとするワクチンと同様に任意接種に位**

**置付ける等、行政の関与のあり方について議論を行い、方針を示す**とともに、現行の臨

時接種の間は、国の責任において、地方自治体ときめ細やかな連携のもと、必要なワク

チンの確保と迅速な供給を行うこと

・４回目接種対象者の拡充について、業務の特性上、接種が必要な方への接種の適否について、早期に方向性を示すこと

・接種の判断材料となる正しい情報や副反応等に関する最新情報の発信を適時行うこと

・小児へのワクチン接種について、保護者と子どもが安心して判断、接種できるよう、有効性等について科学的エビデンスに基づいた最新の情報をわかりやすく発信すること

・ワクチン接種にかかる全ての費用について、地方自治体の負担が生じないよう、国が確実に全額を負担すること

**（３）国産ワクチンや治療薬の早期実用化**

・国産ワクチン・治療薬の早期実用化に向けた研究開発への継続的な支援を行うこと

**２．保健医療体制等の確保**

**（１）医療提供体制の整備**

**①地域の実情等に応じた地域医療介護提供体制の整備**

**（地域医療介護総合確保基金にかかる配分の見直し及び運用の弾力化）**

・各都道府県の人口や高齢者人口等に応じた公平な基金配分を実施すること

・基金残高の事業区分間での弾力的な運用の実施を認めること

・間接的に病床機能分化・連携に繋がる事業についても区分Iの対象とする等、運用の弾力化を認めること

**②地域医療構想の推進**

重点

要望

**（再編統合により過剰な病床機能に転換する場合の対応）**

**・再編統合による新規開設の病院においても、地域医療構想調整会議等の協議を踏まえ過剰な医療機能への転換を都道府県が医療法に基づき命令・要請できるようにすること**

**（現状の病床機能の報告にかかる対応）**

・病床機能報告において、病院が「現状の病床機能」を選択する際、これまでの地域医療構想調整会議等の協議状況を踏まえた報告となるよう、国は病院への周知を徹底する等の対応を行うこと

　また、地域医療構想調整会議等の協議を経ず、医療機関が過剰な病床機能に転換した場合に都道府県が医療法に基づき命令・要請できるようにすること

**（病床機能の報告に関する基準の明確化）**

・病床機能分化の議論をより精緻に行えるよう、入院料毎に病床機能報告の報告基準を明確化すること

**（診療実績データの提供）**

・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた医療機能分化・連携の議論を進めることができるよう、NDBデータを速やかに提供すること

**③医師等の確保**

**（大都市における医師確保に向けた支援）**

*（令和４年５月　最重点提案・要望において一部要望済み）*

**・府における将来の必要医師数について、国の算出では減少となるのに対し、府独自の**

重点

要望

**算出では増加となっていることや、今般の新型コロナの影響を踏まえ、都市における医師採用抑制について転換を図るなど、大都市特有の感染拡大リスクにも対応できる医師確保に向けた支援を行うこと**

**また、次期医師確保計画の指針策定においては、こうした状況を踏まえ必要医師数を見直すこと**

**（医師確保計画の推進）**

・地域枠について、現行どおりの医学部臨時定員増による措置を継続すること。また、措置を継続しない場合にあっては、地域枠の継続にあたり、地域医療介護総合確保基金の活用を認めること

重点

要望

**（医師の働き方改革に資する取組を行う医療機関への支援）**

**・病院等の勤務実態を踏まえた宿日直許可が得られるよう、医師の労働時間短縮に資する取組みを行う医療機関への継続的な支援を実施すること**

**（医師臨床研修制度の見直し）**

・充実した研修環境の確保の視点に立ち、医師偏在対策に伴う募集定員抑制を見直すとともに、臨床研修病院の指定等の権限移譲に伴う継続的な財源措置及び技術的な支援等を適切に行うこと

**（新専門医制度の見直し）**

・新型コロナウイルス感染症への対応も踏まえ、シーリングの中断及び健康危機管理を考慮した見直しを行うこと

・専攻医が希望する診療科や地域で研修を行うことが阻まれることがないよう、また、地域の医療需要を考慮し、地域貢献のあり方を抜本的に見直すこと

・見直しにあたっては、専攻医が多くの症例を経験できる医療機関において、指導医のもと充実した研修を行うことができるよう、専攻医にとって魅力のある制度とすること

**（公衆衛生医師の確保に向けた取組み）**

・公衆衛生行政分野に従事する医師確保策を構築すること

・専門医制度が公衆衛生医師確保の障壁とならないような改善策を検討すること

**（医療関係職種等の養成施設等及び学生生徒への支援制度の創設）**

・経済的な影響を受けた学生生徒及び遠隔授業の環境整備を行う国家資格等の養成施設

に対し、学校種別及び設置者によって差が生じることのないよう、支援補助制度を創

設すること

**④専門性の高い看護職業務の補完体制整備**

・新型コロナウイルス感染症患者の対応も踏まえ、専門性の高い看護師業務の補完のための代替看護師等の配置及び確保に向けた支援を行うこと

**⑤訪問看護の安定的な供給体制の確保**

・がん患者や難病患者等、医療依存度の高い患者に複数回・長時間の訪問看護を行う場合の訪問看護ステーションの負担を考慮した適切な診療報酬加算等の措置を行うこと

**⑥医療安全管理のための体制確保**

・医療事故等の予防及び再発防止の観点から、事故発生時の報告の義務化等、都道府県による迅速な情報把握及び再発防止の指導を可能とする法改正等の検討を行うこと

**⑦有床診療所等へのスプリンクラー等設置に対する支援制度の継続・拡充**

・未設置の施設が未だ約４割あることを踏まえた補助制度の継続・拡充を図ること

**⑧あはき業に関連する広告の見直し**

・あはき法に基づく有資格者がいる施術所である旨の表示について、全国一律の措置等を実施すること

**⑨障がい者への医療提供の充実**

・ホームヘルパーの医療機関への派遣等を可能とする等、法改正等の必要な措置を実施すること

**⑩統計調査及び申請・届出のオンライン化等**

・各種申請・届出のオンライン化やマイナンバー利用の推進、免許事務の国への一元化など、業務の効率化・簡素化を図ること

重点

要望

**・保健統計調査のオンライン化については、調査の一連の作業をウェブ上で実施できるよう制度設計を行うこと**

・保健統計調査の委託費に係る人件費及び調査員手当の増額を行うこと。あわせて、事務負担軽減のために、例外として認められている民間事業者等を活用した調査に係る経費についても、十分な財政措置を行うこと

**⑪死因究明制度の充実等**

・死因究明等推進基本法の施行を踏まえ、国として監察医制度を含め解剖・検査等が適切に実施される体制整備の在り方を示すこと

・全国的にバラつきのある「検案料」について、統一的な算出根拠に基づいた料金基準を提示すること

・本格的な多死高齢化社会の到来を迎え、在宅死や孤独死の増加が懸念される中で、全国的に不足する検案医の養成やかかりつけ医の検案技術の向上策を充実すること

**⑫外国人患者受入れ体制の推進**

**（外国人患者への適切な医療提供体制の整備に向けた財源確保及び必要な施策等の実施）**

・多言語化等の環境整備事業について、診療所等への対象の拡大を図ること

・外国人患者受入れ環境整備等推進事業における対象経費の充実及び基準額・補助率の

引き上げを図ること

・外国人旅行者に対する旅行保険の効果的な加入勧奨や外国人医療費未収金に対する国

による補填事業の検討等、医療機関における未収金の抑制が図られる施策を強化する

こと

**（２）救急医療体制等の充実・強化**

**①救急医療体制の継続的・安定的体制の確保及び啓発事業の強化**

・救急医療機関の運営費や人件費への支援を行うこと

・救急医療の適正利用に向けた啓発事業の強化及び支援を行うこと

・AEDの設置促進及び円滑な機器更新への対応並びに非医療従事者への啓発事業に

対する支援を行うこと

・地方自治体における小児初期救急医療体制の整備並びに安定的な運営体制確保に向けた財源措置及び診療報酬の改善を行うこと

・医療提供体制推進事業費補助金の確実な予算確保及び適切な配分を行うとともに、救命救急センター運営事業に係る基準額の算定におけるただし書き（病院の収支が黒字の場合の１／２基準）を撤廃すること

・眼科及び耳鼻咽喉科等の特定科目に係る救急医療体制の確保及び歯科の夜間・休日の救急医療体制の充実強化を図ること

**②周産期・小児医療体制整備に係る財政支援の拡充等**

・産婦人科の救急搬送体制整備に係る財源措置を行うこと

・周産期医療対策事業に係る国庫補助基準額等の引き上げを行うこと

・周産期専用病床に係る算定日数制限の撤廃等、診療報酬制度の見直しを行うこと

・小児中核病院・小児地域医療センターへの財政措置を新たに行うこと

**（３）災害医療体制等の充実・強化**

**①災害時におけるライフラインの確保等**

・災害時における医療機関のライフライン確保や耐震化推進のための十分な予算確保を図るとともに、課補助基準額及び補助率の引き上げを図ること。

・非常用自家発電設備及び給水設備整備事業については、全ての実施主体を対象に拡充すること

**②周産期母子医療センターの充実**

・周産期母子医療センターが災害拠点病院と同等の災害要件を満たすための財源措置及び災害時小児周産期リエゾンの養成等に係る財源措置を行うこと

**③耐震化の推進**

・医療施設等における耐震化推進に向けた国庫補助金の補助率、上限額等の拡充等の措置及び予算確保を図ること

**④災害時におけるこころのケア活動の充実・強化**

・自治体が長期継続的に行うこころのケア活動に関する指針を策定すること

・災害拠点精神科病院の整備並びにDPAT及びこころのケア活動に必要な財源措置を行うこと

**３．がん対策・循環器病予防など非感染性疾患（ＮＣＤ）対策の推進**

**（１）がん対策の推進**

**①受動喫煙防止対策の充実**

・喫煙専用室整備に係る助成制度の継続や財源確保を図るとともに、切れ目のない運用を行うこと

・屋外の喫煙所整備が促進されるよう、公衆喫煙所の整備に対する財源措置や、道路法等の柔軟な運用を実施すること

**②健康増進事業の充実**

・健康増進法に基づく市町村における健康増進事業について、引き続き、十分な財源措置を行うこと

・すべての住民の健康づくり推進に向け、40歳未満の住民に対する健康診査など市町村が独自で実施する事業に対する補助対象の拡大を図ること

**③がん対策推進基本計画に沿った積極的な事業実施**

・第三期がん対策推進基本計画において示された「緩和ケアの推進」や「がん患者の就労支援」など、個別目標の実現に向けた具体的な方策の提示及び十分な財源措置を行うこと

**④市町村のがん検診への支援の充実**

・がん検診受診率向上及び市町村の検診実施体制整備のため、実情に応じた制度設計を実施するとともに、確実な地方交付税措置などの十分な財源措置を行うこと

・特定健診等その他の健康診査との連携を図ること

・職域でのがん検診の内容や実績が市町村において把握できる体制を整備すること

・各市町村におけるがん検診普及啓発及び受診勧奨について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による受診控え等の事象に対応できるよう、受診勧奨等に必要な財源措置を行うこと

・各市町村において、「がん検診実施のための指針」に沿った検診が実施できるよう、検診に従事する人材の育成を支援すること

・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業における提供体制確保のため、柔軟かつ継続的な支援策の拡充を図ること

**⑤がん診療連携拠点病院の整備促進**

・地域の実情に応じたがん診療連携拠点病院の設置を認めること

・がん診療連携拠点病院が指定要件に定めるがん診療連携拠点病院の役割を果たしつつ、アピアランスや就労の支援など新たな課題に対応できるための財源措置の拡充を図ること

**⑥がん登録の充実**

・法に基づくがん登録の安定的運用に向け、引き続き、対象者への十分な周知のもと、がん登録に携わる実務者研修を実施するとともに、登録に係る経費への十分な財源措置を行うこと

**⑦小児・AYA世代のがん患者に対する支援の充実**

・生殖機能の温存に係る支援の充実を図ること（がん・生殖医療に関わる医療従事者の育成支援）

・制度設計にあたっては都道府県がその実施にあたって必要な措置を講ずることができるよう、十分な準備期間を設けること

・妊孕性温存治療及び温存後生殖補助医療の保険適用の措置を行うこと

**⑧肝炎・肝がん総合対策の推進**

・事業の実施に係る経費について、全額国庫負担とすること

・肝がん重度肝硬変治療研究促進事業の助成開始月（現行は入院又は通院３ヶ月目から）の要件を拡大すること

・他疾患や献血で陽性となった場合についても、肝炎重症化予防推進事業である初回精密検査費用助成の対象とすること

・定期検査費用助成の要件について、所得制限を撤廃し、キャリアについても対象とすること

**（２）循環器病対策の推進**

・都道府県循環器病対策計画の改定及び事業推進に対する支援を行うこと

**（３）次世代ヘルスケアの推進**

*（令和４年５月　最重点提案・要望において要望済み）*

重点

要望

**・健康寿命の延伸に向け、府民の日常的、主体的な取組みをより一層支援することができるよう、大阪府が運営する健康アプリ「アスマイル」とマイナポータルや他の健康アプリなどのヘルスケアデータの連携に向けた財政支援を行うこと**

**４．地域保健・感染症対策の充実・強化**

**（１）地域保健施策の推進**

**①難病法に基づく医療費助成制度の充実**

**（手続きの効率化及び明確化など必要な措置）**

・臨床調査個人票に係る文書料が安価になるよう医療機関に対し要請すること

・患者のオンライン申請の制度設計にあたっては、申請者の利便性や受給者証発行までの効率性、自治体の事務負担軽減などを十分に考慮すること。また、その進捗状況について、適宜共有を図ること

・更新申請について、臨床調査個人票の提出を隔年とするなど、患者負担の軽減策を実施すること、また、コロナ禍においては感染状況に応じて受給資格の自動延長を行うなど、患者及び保健所業務の負担軽減のため柔軟に対応すること

・対象となる医療の範囲や支給認定に係る詳細な審査マニュアルを早期に提示すること

・蛋白喪失性腸症、肺線維症、悪性腎硬化症等について、対象疾病としての追加を検討すること

・対象疾病拡大時等の十分な準備期間の確保及び関係者への周知を図ること

・重症度分類の疾病間均衡及び軽症高額該当基準の患者の受診実態を踏まえた基準の見直しを図ること

・社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対する特定医療費支給認定実施要綱等に基づいた資格審査実施の指導を行うこと

**②小児慢性特定疾病医療費助成制度の充実**

・疾患の状態と程度について、患児等の治療の状態を踏まえた基準の変更を行うこと

・重症認定基準について、疾患群ごとの治療実態を踏まえた変更を行うこと

・対象者や対象疾病等の拡大及び患者負担軽減策を実施すること

・移行期医療支援体制整備事業に係る財政的支援等を充実すること

**③難病患者の支援体制の充実**

・難病患者の療養生活支援体制の充実に向けた財政的支援の拡充を図ること

・難病医療提供体制の推進に向けた財政的支援の拡充を図ること

・難病・慢性疾病患者が通常よりハイリスクな妊娠・出産に伴い特別な医療を必要とする場合の患者負担の軽減策を実施すること

**④難病法に基づく事務の移管の検討**

・都道府県が処理することとされている事務について、保健所設置市において一元的に処理できるよう、引き続き、中核市への事務移管の検討を行うこと

**⑤診断・治療方法が確立していない脳脊髄液減少症等の疾患やいわゆる「香害」に係る対策の充実**

・発症の原因解明並びに診断指針及び治療法の早期確立に向けた研究を推進すること

**⑥アレルギー疾患対策の充実**

・アレルギー疾患医療提供体制整備の推進に向けて、財政的支援を拡充すること

**⑦原爆被爆者に対する支援事業等への必要な措置の実施**

・訪問介護利用被爆者助成事業における所得制限を廃止すること

・介護手当金支給事業及び介護保険等利用被爆者助成事業の実施にあたり、全額国の負担で対応できるよう必要な財源措置を行うこと

・被爆者に対する健康相談や生活支援事業に係る単価の引き上げ、実施回数の上限撤廃を行うこと

**⑧骨髄移植事業の充実**

・骨髄ドナー特別休暇制度の普及を図るとともに、ドナーの休業補償制度を創設すること

**⑨不妊等に関する総合的施策の推進**

・保険適用外となった「先進医療」のうち、エビデンスが確認されたものについて、早期に保険適用とすること

・専門機関等の研究により効果が認められる治療及び必要な検査の保険適用等、不育症に関する施策を推進すること

**⑩思いがけない妊娠の際の相談体制の充実**

・「全国共通ダイヤル」システムにより、相談者が発信した地域の相談窓口に繋がるシステムを構築すること

**⑪旧優生保護法一時金支給等に関する法改正及び制度のかかる周知・広報における合理的配慮**

・一時金支給申請期限を無期限とするための法改正を行うこと

・テレビ・新聞・ラジオなどを用いた数次にわたる広報を実施すること

**⑫アスベストによる健康被害の救済**

・大阪泉南アスベスト訴訟和解要件の周知、和解要件を踏まえた取組みの確実な実施

・指定疾病について、疾病の程度ごとの段階的な救済方法を検討すること

・石綿工場と近隣地域住民との因果関係を解明すること

・間接ばく露者に対し、石綿による健康被害の救済に関する法律の趣旨を踏まえた適切な救済措置を行うこと

・治療方法の研究、治療体制の確保及び知識・技術の向上を図ること

・健康被害の早期発見のための検診方法の早期確立や国の責任による長期的・継続的な検診実施のための必要な財源措置を行うこと

**（２）感染症対策の充実・強化**

**①新型インフルエンザ対策の充実・強化**

・新型インフルエンザ協力医療機関に対する国庫補助制度の拡充を図ること

・抗インフルエンザ薬の活用方法や流通在庫による効率的な備蓄方法を提示するとともに、その経費を全額負担すること

・国から発信される情報の一元的かつ要点を明確にした上での提供及び診療・治療等に資する情報について全ての医療機関に速やかに伝達できるシステムの構築を図ること

・新型インフルエンザ発生時における特定接種の登録事業者への予防接種については、診療報酬加算の対象とすること

・国における医療資機材の備蓄を進めるとともに、防災基本計画において、新型コロナウイルス感染症対策として、マスク等の感染症対策に必要な物資の備蓄の促進が挙げられていることを踏まえ、都道府県における備蓄目標を明確にするとともに、備蓄の補助を行うこと

**②予防接種法に基づく定期予防接種の充実**

・定期の予防接種に係る費用に対し、全額財源措置を行うこと

・定期５期予防接種の利用者数向上に係る方針を提示すること

・造血幹細胞移植後の再接種に対する定期接種の特例措置を行うこと

**・おたふくかぜワクチン、帯状疱疹ワクチンについては定期接種化への位置付けを早期**

重点

要望

**に行うこと**

**・HPVワクチンについては、9価ワクチンの定期接種化への位置づけを早期に行うとともに、男性への接種に係る方針を示すこと**

・呼吸器、循環器、腎臓に慢性疾患を持つ患者について、全年齢がインフルエンザワクチンを定期接種できる体制を確保すること

・予防接種後健康状況調査について、Webでの調査回答を可能にするなど、簡便かつ効率的な調査・集計方法となるよう検討するとともに、医療機関や府民に対して、より有益な情報還元がなるよう、医学的見地から解析・評価を行うこと

**③結核医療体制維持のための支援**

・診療報酬の加算や施設整備等にかかる十分な財源措置を行うこと

・合併症をもつ高齢結核患者に対する医療体制を確保すること

**④感染症指定医療機関の運営に対する支援の充実**

・感染症専門医及び専門スタッフの養成・育成を図ること

・感染症指定医療機関において、感染症病床の維持経費が運営費補助金を上回る状況が慢性的に生じていることから、対象経費・基準額の拡充などの十分な財源措置を行うこと

**５．「こころの健康問題」への対策**

**（１）精神保健施策の推進**

**①精神障がい者の退院後支援の適切な運用**

・精神障がい者の退院後支援に関する課題把握とガイドラインの改善を行うこと

・地域で十分な支援が行えるよう必要な財源措置及び人員配置基準の拡充を図ること

**②精神保健福祉法改正に伴う医療保護入院等の運用の見直し**

・医療保護入院の市町村長同意事務処理要領の改正等、適切な医療提供体制の整備を図ること

・退院後生活環境相談員が、各病院において遺漏なく活動できるよう必要な財源措置を行うこと

・退院支援委員会の開催を要しない医療保護入院者の基準を早急に明示すること

**③精神科救急医療体制整備事業の予算確保**

・地域の実情に応じた十分な精神科救急医療体制の整備が行えるよう、補助金の適切な算定を行うこと

**④精神障がい者の合併症治療の充実**

・精神障がい者の身体合併症救急医療確保事業の適用範囲を拡大すること

・身体合併症患者の精神科救急入院が阻害されないよう、精神科救急入院料の算定方法の見直しを図ること

**⑤認知症治療における地域連携の充実**

・認知症疾患医療センターにおける地域連携機能の充実を含めた安定的な運営に必要な財源措置を行うこと

**⑥精神科医療機関における虐待の防止に係る取組み**

・虐待が疑われる事案に関し、精神保健福祉法第３８条の６に基づく指導監督が適正に実施できるよう、行政が速やかに事案を把握できる必要な制度の整備を行うこと

**（２）自殺対策の充実**

*（令和４年５月　最重点提案・要望において一部要望済み）*

重点

要望

**・自殺の実態解明のための調査研究の実施と成果に基づく効果的・総合的な対策を推進すること**

・国が実施するSNS相談事業における相談者の適切な引き継ぎなど、自治体との連携体制を整備すること

・地域自殺対策強化交付金の補助率の見直しなど必要な財源措置を行うこと

**（３）依存症対策及び薬物乱用防止対策の充実**

**①依存症患者受入医療体制の充実**

・依存症専門医療機関とその他の医療機関の連携強化のための診療報酬加算を設定すること

**②ギャンブル等依存症対策の充実・強化**

**・都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の推進に必要な財源措置や人材育成を行うこと**

重点

要望

**・国基本計画に基づき事業者へ求める取組みの実効性を担保するための措置を講じること**

**・国として、早期にオンラインカジノの実態把握を行うこと**

**③危険ドラッグをはじめとする薬物乱用防止対策の充実**

・危険ドラッグの流通を防止するため、知事指定薬物等の十分な検査体制確保に向けた財源措置を行うこと

**６．保健ガバナンスの強化**

**（１）都道府県の保健ガバナンスの強化に向けた支援の充実**

・都道府県のガバナンス強化や市町村のデータヘルス計画に基づく円滑な保健事業実施に資するため、国が進めるデータヘルスの方針等に基づく施策については、研修会を実施するなど、丁寧な説明を行うこと

・保健ガバナンスの強化に向けて、次期の各種計画において都道府県に新たな役割を求める場合には、制度設計の段階から都道府県と十分な事前協議を実施するとともに、必要な財源措置及びデータ提供などを通じた技術的支援を行うこと

**（２）国民健康保険制度改革等**

**①持続可能な制度の構築**

・国民健康保険が抱える構造的課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は大変重要であることから、今後もその機能を引き続き維持するとともに、制度設計に責任を持つ国において、国保運営の安定化のため万全な財政措置を行うこと

・医療保険制度の一本化の議論の推進及び各医療保険制度間での保険料負担率等の格差の是正を図ること

・子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入について、引き続き対象範囲及び軽減割合の拡大について検討を行うこと

・特定健康診査の項目について、血清クレアチニン検査（ｅＧＦＲ）、血清尿酸検査、血糖検査（ＨｂＡ１ｃ）を共通して特定健康診査の基本的な項目に加えるとともに、万全な財政措置を行うこと

**②保険者努力支援制度等の見直し**

・広域化の推進、人口規模、地域の特性等を考慮した適切な評価を行う仕組みを構築すること

・データを活用した予防・健康づくりに資する事業の経年的な実施を可能とするため、保険者努力支援交付金の要件緩和を図ること

・実施状況により評価する指標については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、基準の作成及び評価を行うこと

**・保険料水準の統一にあたっては、財政運営の責任主体である都道府県において、統一保険料の抑制や安定的な制度運営を行っていく必要があることから、市町村分交付金について、都道府県と市町村の協議により、都道府県への充当が可能となるよう制度改善を行うこと**

重点

要望

**③後期高齢者医療制度の充実**

・制度設計に責任を持つ国において、制度運営の安定化のため万全な財政措置を行うこと

・令和４年10月からの後期高齢者の窓口負担における２割負担の導入に当たっては、医療機関や地方の現場が混乱することがないよう、国において、制度改正の目的や内容について国民に対し、丁寧な周知を行うこと

**④新型コロナウイルス感染症対策に関連する国民健康保険料負担抑制のための財政支援**

重点

要望

**・コロナ禍における国保料減免については、令和4年度はもとより、令和5年度以後も実施するにあたっては全額国庫負担とすること**

・平成29年度に財政基盤強化分として措置された特例基金については、令和４年度から制度化された財政調整事業への充当を可能となるよう制度の見直しを行うこと

**（３）柔道整復及びあん摩マッサージ・はり・きゅう施術療養費の適正化**

・柔整・あはき施術療養費の制度のあり方検討にあたっては、都道府県の意見を反映すること

・審査基準の明確化等の検討にあたっては、早期実現に向けた議論を進めるとともに、必要な財政措置を行うこと

・指導権限等の法制化を行うこと

・保険者におけるあはき療養費適正化に係る取組策について、柔整療養費制度と同様に策定するとともに特別調整交付金の対象とすること

・柔整療養費の算定基準に係る減額割合及び部位数上限の見直しを行うこと

**７．安全で安心な日常生活を支える公衆衛生の向上**

**（１）食品の安全性確保策の充実等**

・事業者へのHACCP取組支援策として、衛生管理計画の作成及び継続的な記録がまとめてできる帳票を載せた手引書の簡易版を配布すること

・HACCPに沿った衛生管理を指導する食品衛生監視員の人材育成に支障が出ないよう、HACCP指導者研修を拡充させること

・複数の自治体にまたがって自動車による飲食店営業を行う場合の違反判明時の処分や罰則の適用等について、法の規定整備を図ること

・食品衛生申請等システムについて、自治体のシステムとの情報連携機能等の拡充や操作性の向上を図ること

**（２）水道の広域化及び水道・浄化槽整備の推進**

**①水道事業の広域化に係る交付金制度の拡充等**

・国の生活基盤施設耐震化等交付金の広域化事業における採択要件等の緩和、対象事業の拡大等、制度の拡充を図ること

・「水道基盤強化計画」等に基づく施設の共同化に伴う財産処分について、国庫納付に関する条件を付さないなど、柔軟な対応を行うこと

**②水道施設の更新等の推進**

・財源確保による交付率の改善や採択要件の緩和、対象範囲の拡大といった補助制度（交付金を含む）の拡充と所要額の確保を行うこと

**③水道事業において区域外給水を行う場合の手続き等の弾力的運用や簡素化**

・地理的条件等やむを得ない事情により給水区域外の需要者に対して水道事業者が給水を行う場合に、水道法に基づく認可変更によらず業務の委託等について弾力的運用や手続きの簡素化等を図ること

**④公共浄化槽等整備推進事業（市町村設置型合併処理浄化槽）の充実**

・公共浄化槽等整備推進事業の設置費用に対する国庫負担率について、全て２分の１に引き上げること

・維持管理費用について、下水道維持管理費と同様の財源措置を行うこと

**（３）火葬場更新に係る市町村への補助制度の創設等**

・火葬業務を継続していくため、設置者である市町村に対する火葬場更新に係る補助制度の創設等を図ること

**（４）新型コロナウイルス感染症等によりお亡くなりになった遺体の円滑な火葬**

・新型コロナウイルス感染症などの感染症（疑いも含む）により、ご遺体が、感染源となる恐れがある場合に、医療機関から火葬行政（市町村等）に情報が正確に伝達され、円滑な火葬が行われるよう、死亡診断書及び火葬許可証等に、感染症名及び感染の恐れの有無を記載する専用の欄等を設けること

**（５）かかりつけ薬剤師・薬局の推進**

・地域連携等に取組む、かかりつけ薬剤師・薬局への支援を行うこと

**（６）後発医薬品の安定供給の確保**

・後発医薬品の早急な安定供給の回復を図り、安心使用促進のための環境整備を行うこと